

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第53号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7款 女性相談援助センター（第81条の2－第81条の4）」を「第7款 削除」に、「第15款 削除」を「第15款 女性相談援助センター（第145条－第147条）」に改める。

第5条第2項の表総合政策部の項中「官民連携推進室 政策局」を「政策局 官民連携推進局」に改め、同表環境生活部の項中「自然環境局 ゼロカーボン推進局」を「自然環境局」に改め、同表保健福祉部の項中「高齢者支援局 子ども未来推進局」を「子ども政策局」に改め、同表経済部の項中「観光局」を「観光局 ゼロカーボン推進局」に、「環境・エネルギー局」を「資源エネルギー局」に改め、同条第3項の表産業振興局の項中「次世代半導体戦略室」を「スタートアップ推進室 次世代半導体戦略室」に改める。

第6条第2項の表教育・法人局の項中「学事課 総合教育推進課」を「学事課」に改め、同表ゼロカーボン推進局の項を削り、同表福祉局の項中「障がい者保健福祉課」を「障がい者保健福祉課 高齢者保健福祉課」に改め、同表高齢者支援局の項を削り、同表子ども未来推進局の項中「子ども未来推進局」を「子ども政策局」に、「子ども子育て支援課」を「子ども政策企画課 子ども家庭支援課」に改め、同表観光局の項の次に次のように加える。

ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 地球温暖化対策課 ゼロカーボン産業課

第6条第2項の表環境・エネルギー局の項中「環境・エネルギー局」を「資源エネルギー局」に、「環境・エネルギー課」を「資源エネルギー課」に改め、同条第3項の表危機対策

課の項中「防災航空室」を「海溝型地震対策室 防災航空室」に改め、同表環境政策課の項及び環境・エネルギー課の項を削る。

第7条第2項の総合政策部官民連携推進室の事項を削り、同項の総合政策部政策局の事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部官民連携推進局

民間企業等との連携の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第7条第2項の環境生活部ゼロカーボン推進局の事項を削り、同項の環境生活部くらし安全局の事項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項の保健福祉部福祉局の事項第2号及び第3号中「こと」の次に「（他局の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項に次の2号を加える。

（6） 高齢者の福祉の増進及び保健の向上に関すること（他局の主管に属するものを除く。）。

（7） 介護保険事業に関すること。

第7条第2項の保健福祉部高齢者支援局の事項を削り、同項の保健福祉部子ども未来推進局の事項中「保健福祉部子ども未来推進局」を「保健福祉部子ども政策局」に改め、同事項に次の2号を加える。

（3） 青少年に係る施策の総合的な推進に関すること。

（4） 障害児支援及び医療的ケア児に関すること。

第7条第2項の経済部観光局の事項の次に次の1事項を加える。

経済部ゼロカーボン推進局

（1） 脱炭素化の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

（2） 地球温暖化対策の推進に関すること。

（3） 環境産業の振興に関すること。

第7条第2項の経済部環境・エネルギー局の事項中「経済部環境・エネルギー局」を「経済部資源エネルギー局」に改め、同事項第4号を削り、同条第3項の経済部産業振興局次世代半導体戦略室の事項の前に次の1事項を加える。

経済部産業振興局スタートアップ推進室

（1） スタートアップの支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

（2） 健康長寿産業の振興に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

（3） 宇宙航空産業の振興に関すること。

第8条の5の学事課の事項に次の1号を加える。

（4） 総合教育会議の運営及び教育関連施策の総合調整に関すること（教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の5の総合教育推進課の事項を削る。

第8条の6第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の

次に次の１項を加える。

２ 海溝型地震対策室の分掌事務は、前項の危機対策課の分掌事務のうち第９号に掲げる事務とする。

第９条の６の地域政策課の事項第３号中「こと」の次に「（他部局の主管に属するものを除く。）」を加える。

第10条の２第１項の環境政策課の事項第８号及び同条第２項を削る。

第10条の４を削る。

第11条第１項の道民生活課の事項中第９号を削り、第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、同条第２項中「第10号から第16号」を「第９号から第12号」に改める。

第12条の５の障がい者保健福祉課の事項第２号中「身体障害者（児）及び知的障害者（児）」を「身体障害者及び知的障害者」に改め、同事項第７号中「、精神保健福祉センター及び道立の医療型障害児入所施設（第３章第５節第13款第１目に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）」を「及び精神保健福祉センター」に改め、同事項の次に次の１事項を加える。

高齢者保健福祉課

- （１） 高齢化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- （２） 高齢者の保健及び福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- （３） 老人福祉施設その他の高齢者に係る社会福祉事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- （４） 高齢者の保健福祉に係る団体に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- （５） 介護保険事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- （６） 介護保険事業の運営指導に関すること。
- （７） 介護人材の養成及び資質の向上に関すること。
- （８） 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に関すること。

第12条の６を削る。

第12条の７の見出し中「保健福祉部子ども未来推進局」を「保健福祉部子ども政策局」に改め、同条中「保健福祉部子ども未来推進局」を「保健福祉部子ども政策局」に改め、同条の子ども子育て支援課の事項中「子ども子育て支援課」を「子ども政策企画課」に改め、同事項第１号中「少子化対策」を「子ども政策」に改め、同事項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同事項の次に次の１事項を加える。

子ども家庭支援課

- （１） 子どもや家庭の貧困に関すること。
- （２） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

（３） 要保護女子の保護更生に関すること。

（４） 女性相談援助センターに関すること。

（５） 身体障害児及び知的障害児の福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（６） 道立の医療型障害児入所施設（第３章第５節第13款第１目に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に関すること。

（７） 児童自立支援施設及び児童相談所に関すること。

（８） 青少年に係る施策の企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第12条の７を第12条の６とする。

第13条の９を第13条の10とし、第13条の８を第13条の９とする。

第13条の７の見出し中「経済部環境・エネルギー局」を「経済部資源エネルギー局」に改め、同条第１項中「経済部環境・エネルギー局」を「経済部資源エネルギー局」に改め、同項の環境・エネルギー課の事項中「環境・エネルギー課」を「資源エネルギー課」に改め、同事項中第２号から第５号までを削り、第６号を第２号とし、第７号から第16号までを４号ずつ繰り上げ、同条第２項を削り、同条を第13条の８とする。

第13条の６の産業振興課の事項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を削り、第９号を第７号とし、同条を第13条の７とする。

第13条の５を第13条の６とし、第13条の４の次に次の１条を加える。

（経済部ゼロカーボン推進局の課）

第13条の５ 経済部ゼロカーボン推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

ゼロカーボン戦略課

脱炭素化の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

地球温暖化対策課

（１） 地球温暖化対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（２） 地域エネルギー資源の利活用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（３） 気候変動適応の推進に関すること。

ゼロカーボン産業課

（１） 環境関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

（２） 省エネルギーの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

（３） 新エネルギーの開発及び導入に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

（４） 水素関連産業に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第14条の食品政策課の事項第５号中「６次産業化」を「農業の付加価値向上」に改め、同事項に次の１号を加える。

(10) 肥料に関すること。

第14条の2の技術普及課の事項第6号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第8号中「農村女性、農村青少年及び農村高齢者」を「女性農業者及び青年農業者」に改める。

第16条の水産経営課の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条の水産振興課の事項中第6号を第10号とし、第3号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 水産業の成長産業化に関すること。
- (4) 海洋環境変動対策に関すること。
- (5) 漁業生産構造の改革に関すること。
- (6) 沿岸漁業の振興に関すること。

第23条に次の1項を加える。

4 総務課に財務システム企画室を置く。

第23条の2中「課」の次に「及び課の室」を加える。

第24条第1項の総務課の事項第5号中「及び運営」を「、運営及び整備」に改め、同条に次の1項を加える。

3 財務システム企画室の分掌事務は、第1項の総務課の分掌事務のうち第5号に掲げる事務とする。

第29条の表中「教育・法人局総合教育推進課」を「教育・法人局学事課」に、

北海道交通安全対策会議	くらし安全局道民生活課
北海道青少年健全育成審議会	くらし安全局道民生活課

を

北海道交通安全対策会議	くらし安全局道民生活課
-------------	-------------

に、

北海道障害児通所給付費等不服審査会	福祉局障がい者保健福祉課
北海道介護保険審査会	高齢者支援局高齢者保健福祉課
北海道子どもの未来づくり審議会	子ども未来推進局子ども子育て支援課

を

北海道介護保険審査会	福祉局高齢者保健福祉課
------------	-------------

北海道子どもの未来づくり審議会	子ども政策局子ども政策企画課
北海道青少年健全育成審議会	子ども政策局子ども家庭支援課
北海道障害児通所給付費等不服審査会	子ども政策局子ども家庭支援課

に改める。

第35条の3第3項中「第4号から第8号」を「第3号から第7号」に改める。

第38条第2項の表中

地域創生部	地域政策課
-------	-------

を

地域創生部	地域政策課
危機対策室	

に、

地域創生部	地域政策課 北方領土対策課
-------	---------------

を

地域創生部	地域政策課 北方領土対策課
危機対策室	

に改める。

第39条第1項ただし書中「森林室の事項第10号」を「森林室の事項第9号」に、「森林室の事項第1号及び第4号から第9号」を「森林室の事項第3号から第8号」に、「渡島総合振興局（東部森林室を除く。）」を「渡島総合振興局」に改め、「（南部森林室を除く。）」を削り、「留萌振興局及び」を「留萌振興局、」に、「（東部森林室を除く。）の」を「、十勝総合振興局及び釧路総合振興局の」に、「森林室の事項第9号及び第10号」を「森林室の事項第8号及び第9号」に改め、「、渡島総合振興局東部森林室、上川総合振興局南部森林室及びオホーツク総合振興局東部森林室並びに十勝総合振興局及び釧路総合振興局の森林室にあっては森林室の事項第1号、第9号及び第10号に掲げる事務を」を削り、「森林室の事項第4号から第10号」を「森林室の事項第3号から第9号」に改め、同項の森林室の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地域創生部の危機対策室の分掌事務は、前項の地域創生部の分掌事務のうち第4号及び第5号に掲げる事務とする。

第40条第1項の地域政策課の事項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、

第9号から第14号までを3号ずつ繰り上げる。

第40条の2第1項の社会福祉課の事項に次の2号を加える。

(13) 青少年対策に関すること。

(14) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

第40条の2第1項の環境生活課の事項第4号を削り、同事項第5号中「並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」を削り、同号を同事項第4号とし、同事項中第6号を第5号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条の3ただし書中「林務課の事項第6号に掲げる事務にあつては石狩振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局に、同事項第7号」を「林務課の事項第7号」に改める。

第40条の4ただし書及び同条の普及課の事項第5号を削る。

第40条の5第4項の表十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課の項中「（漁港及び海岸に関することを除く。）」を削る。

第3章第4節第7款を次のように改める。

第7款 削除

第81条の2から第81条の4まで 削除

第94条第1項の感染症センターの事項中第7号から第9号までを削り、同事項第6号中「前各号」を「第4号から前号まで」に改め、同号を同事項第9号とし、同事項中第2号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、同事項第1号中「試験」の次に「、遺伝子解析」を加え、同号を同事項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 感染症に関する感染状況の把握及び流行予測を行うこと。
- (2) 感染症対策に関する情報の収集、分析及び還元を行うこと。
- (3) 前2号に係る感染症に関する指導及び専門研修を行うこと。

第94条第2項中「感染症部」を「感染症疫学部」に、「健康危機管理部」を「感染症部」に、「第6号」を「第3号」に、「第7号」を「第4号」に改める。

第3章第5節第15款を次のように改める。

第15款 女性相談援助センター

(名称及び位置)

第145条 北海道立女性相談援助センター条例（平成7年北海道条例第20号）により設置された女性相談援助センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
北海道立女性相談援助センター		札幌市	

(所掌事務)

第146条 女性相談援助センターは、次の事務を所掌する。

- (1) 保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談に応ずること。
 - (2) 保護又は自立のための援助を必要とする女性の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
 - (3) 保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその女性が同伴する児童の一時保護及び収容保護を行うこと。
 - (4) 前3号の事業に付随して必要な調査及び指導を行うこと。
 - (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (内部組織及び分掌事務)

第147条 女性相談援助センターに総務課及び相談支援課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 庶務に関すること（相談支援課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 入所者に対する給食に関すること。
- (4) その他相談支援課の主管に属しないこと。

相談支援課

- (1) 保護又は自立のための援助を必要とする女性に係る相談並びにこれに付随する調査及び指導に関すること。
- (2) 保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその女性が同伴する児童の一時保護及び収容保護に関すること。
- (3) 保護又は自立のための援助を必要とする女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。
- (4) 入所者に対する生活指導及び健康管理に関すること。
- (5) 入所者に対する職業指導等に関すること。
- (6) 婦人相談員に対する技術的援助及び助言に関すること。
- (7) 関係機関との連絡調整及び連携に関すること。
- (8) 広報及び研修に関すること。

別表第1の5の事項の表上川総合振興局産業振興部北部耕地出張所の項中「名寄市」を「名寄市 幌加内町」に改め、別表第1の8の事項の表空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所の項、十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所の項及び十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第9環境生活部の項を次のように改める。

環境生活部	アイヌ政策監	上司の命を受け、アイヌ政策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	--------	--

別表第9中

保健福祉部	新型コロナウイルス感染症対策監	上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	少子高齢化対策監	上司の命を受け、少子高齢化対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

を

保健福祉部	感染症対策監	上司の命を受け、感染症対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	子ども応援社会推進監	上司の命を受け、少子化及び子ども関連政策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に、

	食産業振興監	上司の命を受け、食関連産業の振興に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
--	--------	--

を

	食産業振興監	上司の命を受け、食関連産業の振興に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	ゼロカーボン推進監	上司の命を受け、脱炭素化及び地球温暖化対策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改め、同表保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課の項中「保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課」を「保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課」に改め、同表保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課の項中「保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課」を「保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課」に改める。

別表第10の(1)の事項の表出先機関の項中「女性相談援助センター及び精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター及び女性相談援助センター」に改める。

別表第11の(1)の事項の表振興局（根室振興局に限る。）の項を削り、同表中

「女性相談援助センター心身障害者総合相談所衛生研究所」	を	「衛生研究所心身障害者総合相談所女性相談援助センター」	に改め、同表総合振興局等の部の項の次に次のように
-----------------------------	---	-----------------------------	--------------------------

加える。

根室振興局地域創生部	北方領土問題担当部長	上司の命を受け、北方領土対策に関する事務に従事する。
------------	------------	----------------------------

別表第11の(1)の事項の表中「女性相談援助センターの課衛生研究所」を「衛生研究所」に、

「児童相談所の課」を「児童相談所の課女性相談援助センターの課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部教育・法人局総合教育推進課	総務部教育・法人局学事課
総務部危機対策局危機対策課（地震津波対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室
総合政策部地域創生局地域政策課（未来人材応援事業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部国際局国際課
環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課（森林吸収源及び道有施設脱炭素化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課
環境生活部くらし安全局道民生活課（青少年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課
環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室（障	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

がい者スポーツの振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)		(災害及び原子力防災に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	胆振総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局地域創生部危機対策室
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(子どもの貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止対策及び児童自立支援に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	日高振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	日高振興局地域創生部危機対策室
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(子どもの貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止対策及び児童自立支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	渡島総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局地域創生部危機対策室
経済部産業振興局産業振興課(スタートアップの推進、健康長寿産業及び宇宙航空産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局スタートアップ推進室	檜山振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	檜山振興局地域創生部危機対策室
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課(省エネ・新エネ促進室の職員である者を除く。)	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課	上川総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局地域創生部危機対策室
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課	留萌振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局地域創生部危機対策室
水産林務部水産局水産経営課(漁業生産構造の改革及び沿岸漁業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部水産局水産振興課	宗谷総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局地域創生部危機対策室
出納局総務課(財務会計トータルシステムの管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局総務課財務システム企画室	オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局地域創生部危機対策室
衛生研究所感染症センター健康危機管理部	衛生研究所感染症センター感染症疫学部	十勝総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局地域創生部危機対策室
空知総合振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	空知総合振興局地域創生部危機対策室	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所施設保全室	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所施設保全室	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所施設保全室	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所
石狩振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	石狩振興局地域創生部危機対策室	釧路総合振興局地域創生部地域政策課 (災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	釧路総合振興局地域創生部危機対策室
後志総合振興局地域創生部地域政策課	後志総合振興局地域創生部危機対策室	根室振興局地域創生部地域政策課(災害に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	根室振興局地域創生部危機対策室

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされ

ないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総合政策部交通政策局交通企画課地域交通計画担当課長	総合政策部交通政策局交通企画課地域交通担当課長
環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課森林吸収源担当課長	経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課森林吸収源担当課長
環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課道有施設脱炭素化担当課長	経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課道有施設脱炭素化担当課長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営担当課長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課医療参事	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課医療参事
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課医療参事	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課医療参事
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課長
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー政策担当課長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課エネルギー政策担当課長
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課新エネルギー担当課長
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地・保安担当課長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課産炭地・保安担当課長
水産林務部水産局水産経営課水産支援担当課長	水産林務部水産局水産振興課水産支援担当課長
衛生研究所感染症センター健康危機管理部長	衛生研究所感染症センター感染症疫学部部長
総務部行政局改革推進課主幹（業務の改革の企画及び総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局改革推進課課長補佐
総務部危機対策局危機対策課課長補佐（地震津波対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室主幹
総合政策部国際局国際課課長補佐（欧米との交流に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部国際局国際課主幹
総合政策部交通政策局交通企画課主幹（鉄道交通に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部交通政策局交通企画課課長補佐

ととされている者に限る。）	
環境生活部くらし安全局道民生活課主幹（交通安全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部くらし安全局道民生活課課長補佐
保健福祉部感染症対策局感染症対策課課長補佐（疫学調査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課主幹
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主幹（児童自立支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課課長補佐
経済部地域経済局中小企業課課長補佐（商業振興対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部地域経済局中小企業課主幹
経済部産業振興局産業振興課課長補佐（データセンターの立地推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課主幹
経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室主幹（新エネルギー、洋上風力及び水素産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課課長補佐
総務部行政局改革推進課主査（業務の改革の企画及び総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局改革推進課業務改革係長
総務部危機対策局危機対策課救急係長	総務部危機対策局危機対策課主査
総務部危機対策局危機対策課地震津波係長	総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室主査
総合政策部国際局国際課アジア交流係長	総合政策部国際局国際課国際交流係長
総合政策部国際局国際課欧米交流係長	総合政策部国際局国際課主査
総合政策部交通政策局交通企画課主査（鉄道交通に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部交通政策局交通企画課鉄道交通係長
環境生活部くらし安全局道民生活課青少年係長	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課次世代成育支援係長
環境生活部くらし安全局道民生活課主査（交通安全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全係長
環境生活部スポーツ局スポーツ振興課調	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課企

整係長	画調整係長	る。)	
保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係長	保健福祉部健康安全局地域保健課主査	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係長	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症対策係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症係長	経済部地域経済局中小企業課商業振興係長	経済部地域経済局中小企業課主査
保健福祉部感染症対策局感染症対策課調整係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係長	経済部産業振興局産業振興課立地推進第一係長	経済部産業振興局産業振興課立地推進係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課個別接種係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課主査	経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課主査
保健福祉部感染症対策局感染症対策課宿泊療養係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課主査	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課調整係長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課調整係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課企画調整係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課企画調整係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課電源地域係長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課電源地域係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課基盤整備係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課基盤整備係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー係長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課エネルギー係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護人材係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地振興係長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課産炭地振興係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課人材育成係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産業保安係長	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課産業保安係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課地域支援係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室新エネルギー係長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課新エネルギー係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室主査（洋上風力に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課事業指定係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課事業運営係長	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室主査（水素産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課新産業係長
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課事業指導係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課主査	水産林務部水産局水産経営課水産支援係長	水産林務部水産局水産振興課水産支援係長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係長	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課企画調整係長	出納局総務課財務システム係長	出納局総務課財務システム企画室企画調整係長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主査（結婚支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課政策企画係長	出納局総務課主査（財務会計トータルシステムの管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	出納局総務課財務システム企画室開発係長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係長	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課成育支援係長	出納局会計管理室調達課調達第一係長	出納局会計管理室調達課調達係長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係長	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課児童相談係長	出納局会計管理室調達課調達第二係長	出納局会計管理室調達課主査
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主査（児童自立支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課社会的養育係長	中央児童相談所企画調整課主査	中央児童相談所企画調整課企画研修係長

後志総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	後志総合振興局地域創生部危機対策室主査
胆振総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	胆振総合振興局地域創生部危機対策室主査
日高振興局地域創生部地域政策課防災係長	日高振興局地域創生部危機対策室主査
渡島総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	渡島総合振興局地域創生部危機対策室主査
檜山振興局地域創生部地域政策課防災係長	檜山振興局地域創生部危機対策室主査
上川総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	上川総合振興局地域創生部危機対策室主査
留萌振興局地域創生部地域政策課防災係長	留萌振興局地域創生部危機対策室主査
宗谷総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	宗谷総合振興局地域創生部危機対策室主査
オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	オホーツク総合振興局地域創生部危機対策室主査
十勝総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査
釧路総合振興局地域創生部地域政策課防災係長	釧路総合振興局地域創生部危機対策室主査
釧路総合振興局産業振興部農村振興課農地整備係長	釧路総合振興局産業振興部農村振興課草地整備係長
根室振興局地域創生部地域政策課防災係長	根室振興局地域創生部危機対策室主査